

## <住宅リフォーム助成事業に係る Q&A>

- Q. 交付決定前に着工した住宅リフォーム工事は対象になりますか。
- A. 対象外です。補助金交付申請書を市に提出し、市から補助金交付決定通知を受けた後の工事が対象です。なお、補助金交付決定通知は、9月中旬～下旬頃までに申請者（抽選になった場合は当選者）に直接郵送いたします。
- Q. 住宅リフォーム工事の総額が20万円（税抜）を下回った場合、補助金の対象になりますか。
- A. 対象にはなりません。必ず工事費としての総額が20万円以上（税抜）である必要があります。
- Q. 申請受付は先着順ですか。また、申請すれば必ず補助を受けられますか。
- A. 先着順ではありません。受付件数が予定件数を超えた場合は、抽選となります。予めご了承ください。
- Q. 施工業者による代理申請は可能ですか。
- A. 可能です。ただし、補助金交付申請書の申請者欄は申請者ご本人に記載していただく必要があります。
- Q. 他の住宅改修関連補助と併せて申請はできますか。
- A. 補助金の重複にあたるためできません。
- Q. 店舗兼住宅は対象になりますか。
- A. 自らが所有する家屋で、現に居住の用に供している住居専用部分であれば対象です。
- Q. 当事業に係る一連の手続きの流れはどうなっていますか。
- A. ①補助金交付申請書提出（見積添付）⇒ ②補助金交付決定通知⇒ ③工事着手⇒④工事完了⇒ ⑤工事完了実績報告書および請求書提出⇒ ⑥補助金の額の確定・補助金交付（振込）
- Q. 補助金の振り込みは誰に支払われますか。
- A. 申請者ご本人の口座に振り込まれます。

- Q. 補助金の支払い時期はいつ頃になりますか。
- A. 補助金実績報告書等を提出後、3週間後を目安にご本人の口座へ振り込む予定です。
- Q. カーテンのみの交換は対象になりますか。
- A. 製品代は対象外になります。新たにレールを設置するなど、製品代を除き他の工事と合わせて20万円以上(税抜)の工事が対象になります。
- Q. 外構工事は対象になりますか。
- A. 玄関入口に係る段差解消工事や手すりの設置などのバリアフリー化が対象になります。庭などの排水工事、舗装工事、倉庫設置、造園等は対象外です。
- Q. 住宅リフォーム工事に係る施工前・施工中・施工後の写真は必要ですか。
- A. 必要です。住宅リフォーム工事に係る施工前の写真がない場合は、補助金の対象外とさせていただきますので、ご注意願います。できれば、写真は日付機能入り写真または、撮影年月日を写したものを使用してください。
- Q. 下請け業者が行う工事も対象になりますか。
- A. 下請け業者が一括して行う工事は対象外です。複数業種の施工により、下請け業者が必要となる場合は、市内企業限定としてください。
- Q. 住宅リフォーム工事に係る見積書等の合計金額の記載については、工事一式と記載してもいいでしょうか。
- A. 見積書及び請求書は、対象経費の確認を行う上で必要となりますので、工事種目の内訳やリフォームの部位ごとに数量、単価を詳細に記載願います。
- Q. 内装工事で畳の入れ替えや張り替えは対象になりますか。
- A. 対象になります。
- Q. 補助対象にならないものはありますか。
- A. 太陽光発電設備、冷暖房機器、給湯器、ユニットバス、便器、化粧台、カーテン等の製品代は対象外となります。製品代を除く工事費が20万円以上(税抜)の場合、工事費については補助対象となります。
- Q. 玄関等のサッシの交換は対象ですか。
- A. 対象です。

Q. 当該助成事業について事業者ごとの制限はありますか。

A. あります。1事業者あたり年度内3件までです。厳守してください。3件を超過した場合は、抽選で3件を決定させていただきます。

Q. 市内の住宅リフォーム施工事業者を教えてください。

A. 岩沼市建設職組合(岩沼市商工会内に事務局があります)にお尋ねください。  
電話 0223-22-2526

<申請時添付資料>

○交付申請書(様式第1号)

○住宅リフォーム工事費用の明細書又は見積書

○住宅の位置図

○現況写真(住宅リフォームの予定箇所を事前に撮影)

※写真は、鮮明かつリフォーム施工箇所全てが分かるものを提出してください。写真によっては再度提出をお願いする場合があります。

<実績報告時添付資料>

○工事完了実績報告書(様式第5号)

○市指定の請求書

○市指定の振込依頼書

○工事代金の領収書又は請求書の写し

○住宅リフォームの写真(施工前・施工中・施工後)